

新年度予算案より

## 市独自の物価高騰対策を実施

2024年の国の補正予算成立により、重点支援交付金を活用してエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受ける、市民及び事業者に市独自の支援策を実施

### ◎学校給食費主食費相当分の公費負担 5億534万7千円

食材購入費用のうち主食相当分（小学校：月1097円、中学校：月1506円）を公費で負担し、保護者の経済的負担を軽減

### ◎病院運営物価高騰対策支援金 1億2650万円

20床以上の病床数がある市内22病院を対象に、病床数等要件（従前コロナ協力加算や救急診療などの実施状況など）に応じて100万円から2100万円の支援金を交付

### ◎介護・障害者等運営支援 1億3975万4千円

#### ●介護保険事業所物価高騰対策支援金 1億751万3千円

居宅・通所・施設の事業形態に応じて介護保険事業所809か所に支援金を交付

#### ●障害者事業所等物価高騰対策支援金 3200万3千円

訪問・通所・入所・グループホームの障害者事業所424か所に支援金を交付

### ◎民間保育施設、私立幼稚園運営支援 5885万円

施設の児童数の規模に応じて10万円から50万円の範囲で207施設に支援金を交付

**【計 8億8145万 1千円】**



金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

2025年3月23日 No.1782

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川 2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

## 知っ得情報

## 川口市交通災害共済制度

年会費大人500円・18歳未満100円—通院は1日から!

交通災害共済制度は、交通事故にあった会員にその傷害の程度や治療の日数などに応じて見舞金をおくるという、市民みんなの助け合いの制度です。（※損害賠償や治療費を補てんする制度ではありません。）

お問い合わせは▶交通安全対策課庶務係 TEL048-259-9023(直通)まで。

**問** いつでも加入できますか。

**答** いつでもできますが、共済期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。4月1日以降の加入は申込受付時からとなりますので、3月31日までの加入をお勧めします。新一年生や就学援助制度の利用者などは会費免除で自動的に会員となります。

**問** 見舞金の支給額などを詳しく教えてください。

**答** 共済見舞金・入院見舞金・診断書助成金があります。

等級	傷害の程度	金額
1	死亡または重度障害の後遺症	1,500,000円
2	治療期間が1年以上かつ治療実日数が240日以上	320,000円
3	治療期間6月以上かつ治療実日数が120日以上	150,000円
4	治療期間が3月以上かつ治療実日数が60日以上	60,000円
5	治療期間が2月以上かつ治療実日数が40日以上	35,000円
6	治療期間が1月以上かつ治療実日数が20日以上	25,000円
7	治療実日数が7日以上	20,000円
8	治療実日数が7日未満	15,000円

【共済見舞金額表】

※「重度障害の後遺症」とは身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級または2級の障害をいいます。

**【入院見舞金】**交通事故に遭われ、事故から1年以内に入院し、かつ30日を超えて入院している方に対し、30日を超える日1日につき500円を支給します。

**【診断書料助成金】**共済見舞金の請求に必要な診断書を原本で提出し、その領収書の原本を添付した場合、1診療機関あたり5,000円を限度に実費額を助成します。ただし、共済見舞金が支給される場合に限りです。

## 2025 国民春闘

## 川口地域総行動



3月2日、国民春闘の川口地域総行動がおこなわれ、川口市内の各労働組合などが集まり、集会ののち、デモ行進をおこないました。日本共産党川口市議団から金子幸弘、松本幸恵、板橋博美、ふじしまともこの全員が参加。

金子幸弘市議団長は「世の中は、そうは見えないかもしれませんが、大きく分けると生産手段を所有している側と生産手段を持っていない側の階級闘争。階級闘争は思想闘争と経済闘争と政治闘争が大切です。思想闘争でいえば、日本のテレビ局や大手新聞社が流す情報だけ受け取っては分断の考え、社会は変わらないという考えになってしまう。学ぶことは大切な闘争です」と参加者に訴えました。

「消費税を5%に」「1日7時間労働、週35時間労働を」「最低賃金1500円以上に」「税金は大軍拡ではなく国民の生活にまわせ」など参加者は声を上げて、デモ行進を成功させました。

## マイナ保険証により、受療権を奪うことの無いように対応すること

(松本市議の一般質問より)

**問** 12月2日から新たな紙の健康保険証の発行がされなくなった。このことで短期保険証や資格証明書となっていた方の受診抑制につながりかねない状況が心配されている。従来の「資格証明書」は医療機関で10割負担となり、受療権を奪うペナルティとして命にかかわる問題だった。また、短期保険証は継続しながら10割負担になるまえの緩衝材の役割もあった。

マイナ保険証(資格確認証、資格情報のお知らせ)では資格証明書も短期保険証もなく、医療機関への受診が必要であっても窓口10割負担では実質、無保険状態に置かれることになる。滞納へのペナルティの前に納税の相談を行い、各々の世帯状況を確認することが必要である。

市として医療を受ける権利を奪うことのないように対応を求める。

**答** マイナ保険証への移行で資格証明書が廃止され、特別療養費の支給に変更した。今年7月末までの有効期限の短期保険証交付世帯には特別療養費対象の前の3カ月間に納付勧奨、相談の機会を確保し、各々の世帯の事情に応じて対応している。18歳以下の被保険者には窓口負担2割または3割で保険診療を受けられる。

**問** これまでの資格証明書だった方へは短期保険証の発行など、医療機関への受診の必要性も相談して柔軟に対応してもらった。今後はそれが不可能になるのではないか。事前の納税相談は必要だが、それ以前に国保税が高すぎるという問題があるまま、徴収を強化するだけでは解決できない問題。

市では特別療養費の対応をしないことを基本にしてもらいたい。さらに医療が必要と判断される場合の柔軟な対応の必要性についても受療権をどう保証するのかの立場で対応を。

**答** 特別療養費の支給対象となった世帯では、納付相談で特別の事情の有無を丁寧に確認して対応している。引き続き、個々の事情に応じたきめ細かい対応をしていく。